

## 江東区立第三亀戸中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

### ※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「生徒は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表による「第三亀戸中学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

### 3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

#### 具体的な取組内容【箇条書き】

- ・放課後や長期休業中に補充教室等を行い、授業中に学習内容を十分に習得できていない生徒の学力補充を図る。
- ・GIGAスクール構想に向けての研究を生かしICT機器を利用した授業実践と、こうとう学びスタンダード～ネクストステージ～の定着と新学習指導要領による授業実践の研究を進め、教員の授業力の向上を図る。

- (2) 道徳教育の充実……特別の教科道徳の授業を中心に、「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

#### 具体的な取組内容【箇条書き】

- ・特別活動等で、学級の話し合いや様々な練習等の中から友情・信頼の心の育成を図る。
- ・学校生活の様々な出来事を通して、相手の身になって考えることの大切さを根気良く伝え、思いやりの心の育成を図る。
- ・全校朝礼等を利用し、生徒全員への周知とその後の指導による徹底。

- (3) 体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

#### 具体的な取組内容【箇条書き】

- ・宿泊行事や校外学習等を通して、班活動の中で他者とかかわりを学ばせながら、コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・職場体験を通して働くことの意義を考えさせるとともに、働く人との交流の中で社会性を養う。
- ・部活動を通して、異年齢集団とかかわることでコミュニケーション能力の育成を図る。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

#### 具体的な取組内容【箇条書き】

- ・グループエンカウンターの実践を通して、生徒に自分とは何かへの気づき、自己肯定・自己開示・他者への寛容を学ばせ、相互に認め合える人間関係を育成する。
- ・夏季休業前に三者面談を行い、生徒・保護者との課題の共有を行い、日常生活の改善に取り組む。
- ・年度当初、生徒総会での各クラスの学級目標を確認する。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童・生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・地区懇談会等により、地域・保護者を巻き込み、SNS学校ルール・家庭ルールを取り上げながら、スマホを使ったSNSの問題点等につき啓発を行う。
- ・全校朝礼等で、情報モラルに関する指導を適宜行う。

- (6) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・年間3回のいじめ防止研修を年間計画に則り実施し、教職員一人一人のいじめへの対応力の向上をはかるとともに、組織として細かな情報も共有できるシステムを構築し、未然防止に努める。また、全校朝礼等で、心の教育を適宜行う。

#### 4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・6月後半、11月後半、2月後半にアンケート調査を実施する。
- ・アンケート調査結果に基づき、個別の聞き取りを行う。
- ・いじめ等が発見された場合は、緊急に対策委員会を開催し、早期対応にあたる。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・各学年で教育相談担当をおき、以下の日程で教育相談期間を設け教育相談の充実を図る。  
7月6日（月）～ 7月13日（木）  
11月30日（月）～12月4日（金）

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・生活と学習の記録（本校使用連絡帳）を毎日提出させ、担任の確認と返信を行う。
- ・気になる様子などあった場合は、管理職・学年・保護者へ連絡する。
- ・良い行いがあった場合も連絡し、日常的に保護者との信頼関係を確立する。

## 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。  
（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。  
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 重大事態の定義
  - ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(生徒が自殺を企図した場合等)
  - ② いじめにより生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- (2) 重大事態への対応
  - ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
  - ② 学校は、重大事態が発生した場合、「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
  - ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。